

中国WTO加盟後の財政制度改革に関する分析

—政府間財政関係における再集権化傾向を中心に—

張 忠 任

はじめに

1. 行政改革による政府間財政関係の変容
2. 税制改正
3. 農村部の租税減免と「費改税」の改革

むすびにかえて

はじめに

近年、中国は財政制度について大きな改革を行ってきてている。本稿は、中国において新しい行政区画改革に伴う政府間財政関係の変容、税制改正（特に法人税、所得税及び付加価値税）、農村部の租税減免（特に農業税の漸次撤廃）、予算外資金制度改革と関連がある「費改税」（費用徴収制度を税制に変革すること）の改革について検討した上で、政府間財政関係論の観点から、中国WTO加盟後の財政制度に関する一連の改革が政府間財政関係に与えた影響を分析している。特に、中国では中央主導の政府間財政関係が形成されているが、現行の「生産型付加価値税」制度を「消費型付加価値税」制度へ改革すれば、財源の再配分を行う必要があるため、現在の政府間財政構造を保ちがたいこと、及び財源の中央集中、経費の統制強化の傾向が、進んでいる市場経済化にふさわしくないおそれがあることを強調している。

1. 行政改革による政府間財政関係の変容

中国の現行行政区画では、省レベルの地方政府は31と、数が過少であり、規模が過大（人口が8,000万人以上のものが3つ、7,000万人以上のものが5つ、5,000万人以上のものが9つ）との認識から、地方団体の規模最適化をはかるため、省レベルの地方政府数を31から50（そのうち特に直轄市の増設。現在直轄市は北京、上海、天津及び重慶の4市）まで増設することが議論されている。また、地区レベルの地方政府を撤廃し、県の権限を強化し、郷、鎮を統一することも検討されている。つまり、中国の行政区画は現行の省・地区・県・郷鎮の4層制から省・県・郷鎮の3層制へ改革することが考えられている。な

表1 中国の行政区画（2002）

	省	23
1級	直轄市	4
	自治区	5
特別	特別行政区	2
2級	地区	57
	地級市	275
3級	県	1,649
	県級市	381
	市轄区	830
4級	鎮	20,606
	郷	17,426
	民族郷	1,167
	街道（町）	5,575

お、1998年から、郷鎮合併も行われてきて、2002年末まで、郷鎮数はすでに15%減少した。表1に見たとおり、郷鎮合併によって、鎮数が郷数を超えたことが分かる。これは都市化の進展を示していると思われる。

現在中国は5級の予算を規定しているが、事務配分と経費負担区分では、事実上中央と地方（省レベル）という2段階だけとなっている。中央、省（自治区・直轄市）、市（自治州）、県（自治県、市轄区など）、郷（民族郷、鎮）の5級の政府間財政関係に区分して、それぞれに予算を独立させることを提案している。このようにして5級の政府間財政関係になると、各レベルの財政において現行の28の税目をどう配分すればよいかということが問題となる。

従来、国庫制度は段階別に分散したものであって、収入が直ちに国庫に入らず、支出も直ちに資金使用部門まで届かず、中間段階が多すぎるため、使い込みや流用などの現象が生じることが多かった。2002年から国庫集中受払制度が普及されてきて、一本化された国庫口座システムが構築され、財政資金がすべて国庫の單一口座のシステム管理に組み込まれ、収入が国庫または財政特別口座へ「直行」し、支出も国庫の單一口座システムを通して財・サービス提供者または資金使用部門まで「直行」することになる。つまり、上のレベルの政府による、所管の下のレベルの政府への財政的コントロールは強化されている。

国庫の單一口座制度の執行によって、郷鎮の財政部門の事務がなくなり、郷鎮の財政部門の撤廃も可能である（現在各直轄市では事実上財政権は区までである）。また、地区レベルの地方政府も撤廃したら、省・県・郷鎮という3層制の地方行政のもとで、中国の政府間財政関係は、中央・省・県の3段階財政制度になるだろう。

現在中国の5級の予算制度では、中央と地方の間の財政移転制度も中央財政と省財政の間だけで行い、つまり中央財政は省以下の財政とは直接に関係がない。

中国の財政移転制度を解明するために、まず以下の用語を説明しておこう。中国の国家財政という用語は、日本の国の財政と違って、中央政府の財政と地方政府の財政の両方を含むものであり、中央財政と地方財政からなる。したがって、中国の中央財政は日本の国の財政に相当する用語である。ま

た、中国の財政用語では、本級予算と総予算という概念がある。本級予算とは、当該レベル政府のみの予算で、その政府レベルの独自の財政収支のことである。それは当該級政府予算とも訳されている。また、中央政府が地方政府へ税収（主に付加価値税）を還付すること

表2 中国の政府間財政関係に関する算式

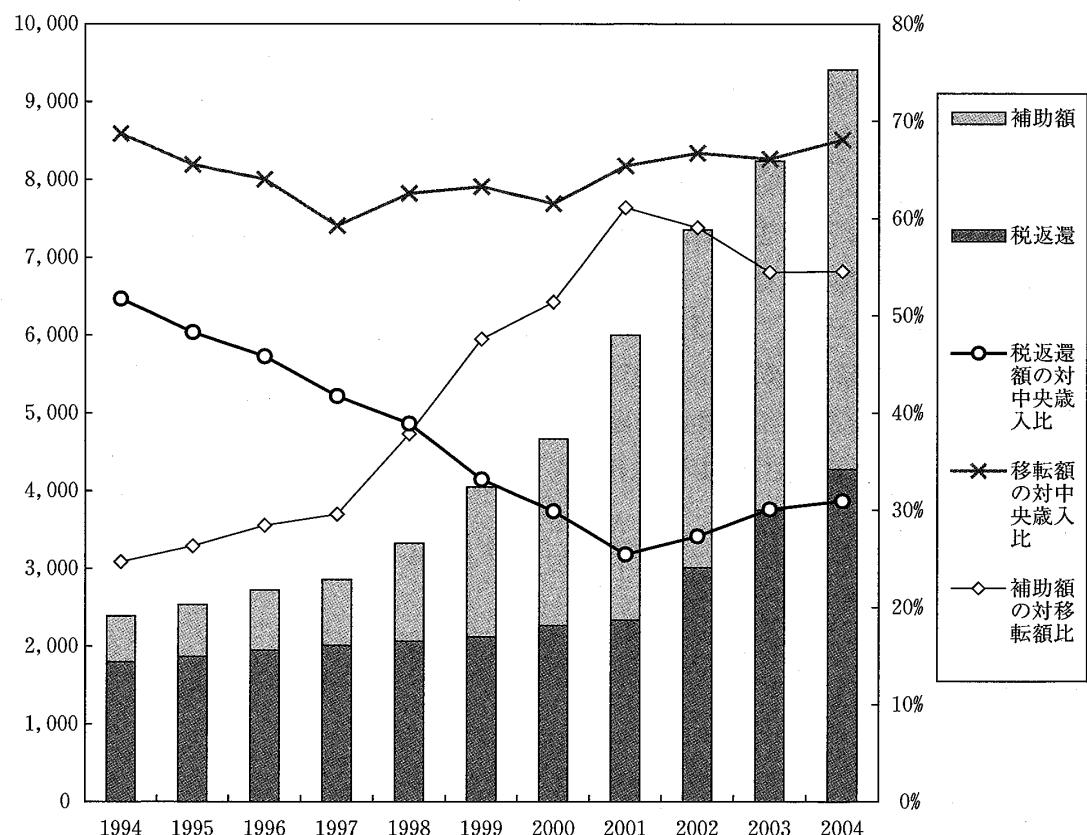
- (1) 国家財政収入 = 中央本級収入 + 地方本級収入
- (2) 国家財政支出 = 中央本級支出 + 地方本級支出
- (3) 中央総収入 = 中央本級収入 + 地方上納額
- (4) 中央総支出 = 中央本級支出 + 中央税還付と補助額
- (5) 地方総収入 = 地方本級収入 + 中央税還付と補助額
- (6) 地方総支出 = 地方本級支出 + 地方上納額

とが税還付と呼ばれる。これらの用語を収支に関連してみると、中国の政府間財政関係の用語については、表2の通り、主に国家財政収入（国全体の歳入）、国家財政支出（国全体の歳出）、中央本級収入（中央政府が自ら徵収した収入）、中央本級支出（中央政府自身の歳出）、中央政府の地方への税還付と補助、地方本級収入（地方政府が自ら徵収した収入）、地方本級支出（地方政府自身の歳出）、地方が中央への上納、また、中央総収入（中央本級収入プラス地方上納）、中央総支出（中央本級支出プラス中央税還付と補助）、地方

総収入（地方本級収入プラス中央税還付と補助）、地方総支出（地方本級支出プラス地方上納）からなっている。表2の6つの算式は各財政項目の関連を基本的に反映している。特に中国の財政データ公表が不完全な場合、この6つの算式を利用して、未公表データを算定することができる。

1994年の分税制改革以降、中央から地方への財政移転額が急増して、財政移転額の対中央総歳入比が68.7%に達した。そのうち税還付だけで51.7%を占め、中央財政の重負担となっていた。また、財政移転額では財政調整の役割を果たす補助金額が少なく、1994年には補助額の対財政移転額比は25%未満であった（図1参照）。

図1 中国の財政移転額の推移（億元）



しかし、1997年から、アジア通貨危機の影響を受けて、輸出減少に伴って、輸出企業への税還付も急減しており、また中央歳入における付加価値税以外の収入（特に営業税は46.25億元から163.30億元、証券取引印紙税は60.83億元から202.16億元へと急増）が増加したことにより、税還付額の対中央総歳入比も41.7%、移転額の対中央総歳入比も59.3%に低下した。その後、2001年には税還付額の対中央総歳入比は谷間の25.4%となった。同時に、地方への補助金額が増えており、補助額の対財政移転額比は1999年には47.6%に拡大して、2001年にはピークの61.1%に達した。その後、やや低下しても2004年度の当初予算では、54.5%の高い比率を維持している。つまり、中国の中央財政の税還付負担がすでに軽減になっており、財政調整はますます進んでいる。ただし、中国の財政調整額には、「専項補助」と呼ばれる、使途が限定された特定補助金が57.4%（2003年度）占め、強い

財政統制が見られる。

中国では、財政における集権と分権の関係を絶えず調整することは、中国の政府間財政関係改革の焦点となっている。つまり、中国は、集権と分権の均衡点への追求として、中央政府と地方政府の財政権限配分において、建国以来集権と分権の交替を何回も繰り返すことがある。1994年に抜本的な政府間財政関係改革としてスタートした分税制も再集権化のような性格を持つといえる。このような集権と分権のサイクルは、「一収就死、一死就放、一放就乱、一乱就収」（引き締めると活気がなくなり、活気がなくなると緩める、緩めると乱れ、乱れると引き締める）といわれている。94年の分税制改革で集権化の目標が実現できなかったため、近年財源や経費に関して一連の制度調整を行っていると考えられる。

しかし、中央政府は自然に伸びる財源を十分に持っていないので、絶えず制度調整をしなければ、歳入における高い構成費を維持しにくいと思える。それでは、マルコフ連鎖の分析手法を用い、1994年からのデータに基づき歳入における集権と分権の関係について予測しておこう。

マルコフ過程とは、ある段階における事象が、その直前の事象に左右され、それ以前の事象には左右されないような状況を数学的に表現したもので、つまり、「未来は現在にのみ関係し、過去には関係しない」ということである。予算はこのような性質を持つと考えられる。当期予算は主として前期に関係し、過去にはあまり関係しないものであろう。従って、マルコフ連鎖の分析手法が適用する。状態の区分について、A：中央歳入の構成比が50%未満、B：中央歳入の構成比は50～53%、C：中央歳入の構成比が53%より大とする。このとき、推移状態は下表の通りである。

A→A	A→B	A→C
2	1	0
B→A	B→B	B→C
1	2	1
C→A	C→B	C→C
0	1	2

よって、以下の推移確率行列が得られる。

$$P = \begin{bmatrix} 2/3 & 1/3 & 0 \\ 1/4 & 2/4 & 1/4 \\ 0 & 1/3 & 2/3 \end{bmatrix}$$

P^2 の要素はすべて正となるので、Pはいわゆる正規マルコフ連鎖となる。従ってPには収束解が存在することが分かる。このため、次の連立方程式を用いて、解を求める。

$$\begin{bmatrix} 2/3-1 & 1/4 & 0 \\ 1/3 & 2/4-1 & 1/3 \\ 1 & 1 & 1 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} r_1 \\ r_2 \\ r_3 \end{bmatrix} = \begin{bmatrix} 0 \\ 0 \\ 1 \end{bmatrix}$$

従って、解は

$$\begin{bmatrix} r_1 \\ r_2 \\ r_3 \end{bmatrix} = \begin{bmatrix} 30\% \\ 40\% \\ 30\% \end{bmatrix}$$

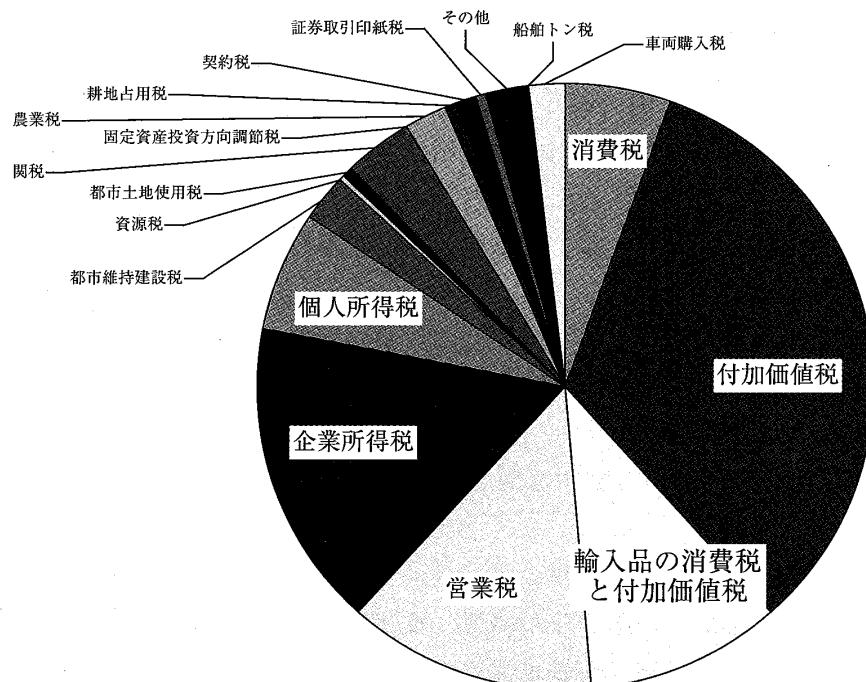
となる。

1994年から2004年（当初予算）までの11年間において、A、B、Cに現れた頻度はそれぞれ、27%、36%、36%であるが、現行の財政制度がこのまま施行していけば、4年後はそれぞれ、30%、40%、30%へと変化するだろう。即ち、5年後（P⁵では、収束が現れるため）中央歳入の構成比が53%より大きくなる確率（Cの可能性）は2004年現在の36%から30%に低下するだろう。こうしてみれば、中央歳入の構成比が分税制目標の57%を達成する可能性は小さいと考えられる¹⁾。

2. 税制改正

図2に見られるとおり、中国の最大の税収源は付加価値税（增值税）である。しかし、制度としては、それは国際的にもほとんど採用されていない「生産型付加価値税」制度²⁾であり、企業の生産コストに算入される固定資産の償却についてまでも課税され、二重課税となっているなどの問題点が指摘されている。こうした二重課税タイプの付加価値税によって、中国企業の実効租税負担は規定の税率（17%）を大きく上回っており、特にいくつかの業界においては、二重課税によって実効税率は25%以上となる。これらの業界においては、輸入製品は中国の国産品と比べると、事実上マイナス関税になる³⁾。

図2 中国の税収構成（2002年・決算ベース）



この問題を解決するため、「生産型付加価値税」を「消費型付加価値税」に改正することが提起されている。しかし、「生産型付加価値税」制度が「消費型付加価値税」制度に変更されると、大きな税収減が生ずることは避けられないと考えられる。付加価値税が中国の最大の税収源であるので、現在の中国財政システムがこのような大きな税収減にたえるとは思えない。したがって、消費税の改革は、東北地区の旧工業基地の振興策として、まず東北地区で試行することになった。

2003年10月の『東北地区等の旧工業基地を振興する戦略の実施に関する若干意見』において、初めて「まず東北地区等の旧工業基地で生産型付加価値税を消費型付加価値税に改正する改革を押し進める」ということを公文化した。

2003年12月には、国税総局は「税制改革の新案」を公表した。それによると、2004年に、東北地区の旧工業地帯の機器製造、石油化工、冶金、自動車、船舶、農産物加工業などの産業に対して、「消費型付加価値税」制度を試行することを決めているという。

また、2004年1月に、国税総局は、付加価値税の優遇政策に適用する企業を確認するため、黒竜江省、吉林省、遼寧省及び大連市に『付加価値税の控除範囲の拡大に適用する企業の認定についての通知』を下した。しかし、4月に北京で開催された「中国税収の高層論壇」という会議で、「現在投資過熱の状況となっているので、付加価値税の試行は不適」という反対意見があった。よって、付加価値税改革がストップになった。

2004年7月の国務院常務会議では、東北地区等の旧工業基地の振興問題が再び強調され、9月14日に財政部と国家税務総局は『東北地区における付加価値税の控除範囲拡大の若干問題に関する規定』（財税〔2004〕156号通知）を公表した。この規定によると、2004年7月1日にさかのぼり、黒竜江省、吉林省、遼寧省及び大連市において、付加価値税の免除範囲の拡大を実施するとされている。

なお、今回の局部の付加価値税改革にもたらされる税収減によって、中央財政は100億元、黒竜江省、吉林省、遼寧省の地方財政はそれぞれ30億元の税収減となると推測されている。さらに、付加価値税改革は全国に普及されたら、国家財政（中央財政+地方財政）には、1,000億元（2004年歳入の当初予算の4.2%に相当）の税収減がもたらされるという。

また、東北地区の旧工業基地を振興するための租税優遇策として、同時に黒竜江省、吉林省、遼寧省及び大連市で実施されたのは、付加価値税の改革だけではなく、資源税と所得税に関する優遇政策もある。

資源税は中国国内で行われる鉱産物の開発及び塩の生産に関する課税で、中央と地方の共有税として、うち海洋石油の開発に係る部分は中央税である⁴⁾。今回の黒竜江省、吉林省、遼寧省及び大連市に対する優遇政策は、主に埋蔵量が低い油田（埋蔵量が100万トン以下）、埋蔵量が低くなっている鉱山に関する減税政策である。減税限度は30%以内とされている。

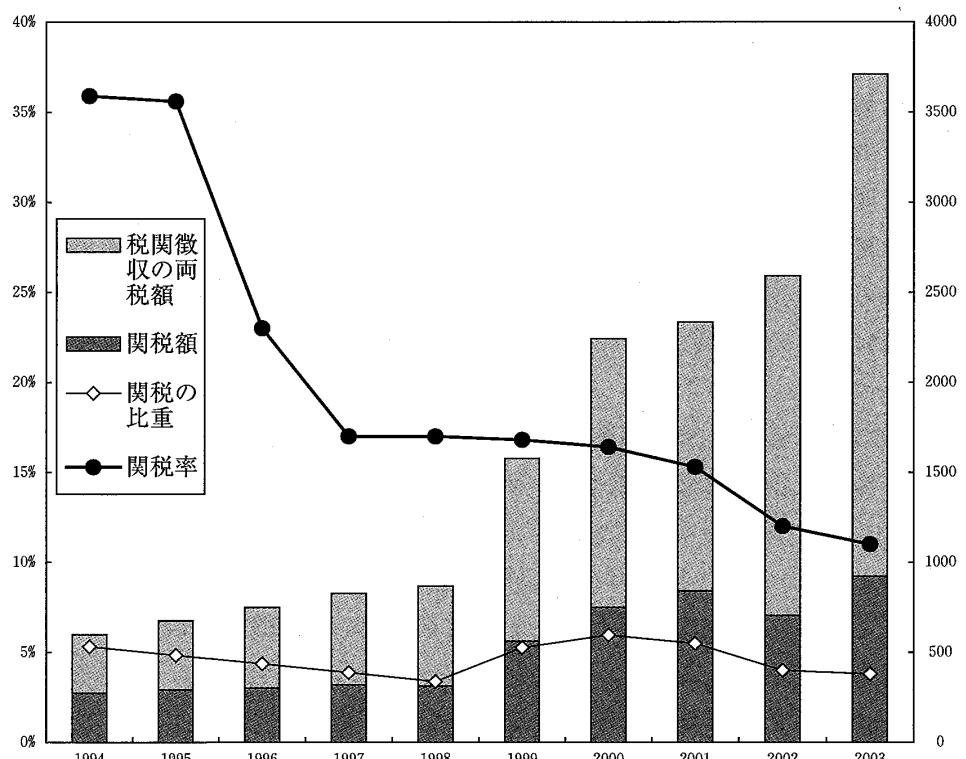
中国の所得税は、企業所得税と個人所得税に区分されている。企業所得税は日本の法人税に当たるものである。統計では、国有企业所得税、集団企業所得税及びその他所有制企業所得税に分けられているが、その他所有制企業には、私営企業、外資企業、中外合弁企業が含まれている。1994年の分税制改革以降、企業所得税は共有税とされていないが、中央と地方の間で配分されている。まず、企業所得税率は33%であるが、うち3%は地方税である。また、企業の所属関係によって中央と地方財政に配分されている（鉄道・銀行・

保険会社等の本店の企業所得税は中央税、それ以外は地方税)。2002年から所属関係による配分制度は、当年50：50、翌年(2003年)から60：40の割合で中央と地方財政に配分される制度に改正された。この改革の影響を受けて、歳入の中央構成比が2002年から上昇してきている。今回の黒龍江省、吉林省、遼寧省及び大連市に対する優遇政策は、主に40%以内で減価償却率を引き上げ、或いは減価償却年限を短縮することにある。

個人所得税は、日本の所得税に相当するものであるが、従来地方税であった。それは、1980年から課税されてきたが、最初は税収額が少なくて、1993年になっても47億元に過ぎなかった。2000年からその税収額は急増しながら注目され、2002年には個人所得税の税収額が1,212億元に達して、全税収の7%を占め、重要な税目の一つになってきた。こうして、個人所得税も、中央と地方との共有税になった。2002年から、当年50：50、翌年(2003年)から60：40の割合で中央と地方財政に配分される制度に改正された。今回の黒龍江省、吉林省、遼寧省及び大連市に対する優遇政策では、個人所得税の課税ラインを従来の800元から1200元に引き上げている。

中国 WTO 加盟によって、関税率が引き下げられ、関税の収入減が目立つが、非関税障壁の撤廃、及び輸入品に対する市場開放の進展と同時に、輸入量が拡大てきて、税関で徴収した両税(付加価値税と消費税)の収入増も伴っている。つまり、WTO 加盟により国税である関税の収入減になってしまっても、税関で徴収した税収総額はますます増加している。

図3 中国の税関で徴収した両税額と関税額の推移



3. 農村部の租税減免と「費改税」の改革

中国社会科学院経済研究所の調査によると、都市部と農村部の所得比は1995年の2.8から2002年に3.1へ拡大している。また、農村部では比較的に財政負担は重く、補助金がないことも注目されている。

農民の負担を軽減するため、中国の租税減免と「費改税」（費改税とは、費用徴収制度から税収制度への改革のこと）の改革は、3年間の試行を経て、2003年から大部分の地域で普及している。改革地域では、農民の負担の軽減率は約30%である。また、この改革によって、3／4の農業人口は受益しているという。

具体的には、改革地域では農産品特産税を撤廃し、特産税の対象品目（果物、干し果物、漢方薬など）に対して、改めて農業税を課すことになった。土地と関係がない特産品（蜂蜜、燕の巣など）及び分散的に生産された特産品に対して、特産税はもちろん、農業税も課さないとされている。海南省、福建省などでは屠殺税も廃止された。農業税に関する改革も行われている。例えば、2003年に北京は、9.9～15.7%の農業税率を5%に統一して、農業人口の一人当たりの農業税負担額は、51.66元から22.16元に減税された。同年、安徽省では、3年間の改革を通じて、農業人口の一人当たりの農業税負担額は64.4元になり、2000年と比べると、41%軽減された。

また、都市部と農村部の税制を統一して、特に農民に対しても都市住民のように個人所得税の課税最低限を設けることも検討されている。

「費改税」は、地域によって異なっている。例えば、2003年に福建省では、16項目（農業請負契約管理費、農業機械修理の技術サービス費、山林トラブル調整費、森林資源補償費、農村の豚屠殺管理費、借家治安管理許可証製本費、計画出產証明書製本費、鉱産資源生態環境保護費、運転手安全教育研修費など）の費用徴収を撤廃した。2003年に北京では、農業人口の一人当たりの費用徴収負担額は、90.67元から25,32元に軽減された。

2004年1月には中国の財政部と国家発展・改革委員会は、農民に関連する15項目の費用徴収を減免することを公表した。廃止された項目は、国内植物検疫費の中の検疫証書費、畜禽及び畜禽製品の防疫・検疫費中の獣医衛生条件審査、証書発行と定期監査費、戸籍管理証書製本費の中の臨時居住証製本費という3項目である。農民に対して徴収免除される項目は、水土流失防治費、河川工事の建設・維持管理費などの8項目である。低減された徴収項目は、畜禽及び畜禽製品の防疫・検疫費、農業機械監査費などの4項目である。また、2004年から、全国の農村では、義務教育について、「一費制」（学雜費と教材費の費用限度を中央政府が決め、それ以外学生から費用を徴収しないこと）を普及するとされている。

さらに、2004年初め、農業の振興、農村の経済成長、農民の所得増と負担減という三つの方面における「三農」政策を加速する対策として、中央政府は、穀類生産地域において、毎年農業税を1ポイントずつ低減させ、5年以内に農業税を撤廃する政策を打ち出した（北京などのいくつかの省・市では、2004年当年農業税を撤廃）。吉林省や黒龍江省がモデルケースとして認定、実施に移されていた。このため、中央政府は財政支援として510億元を供出、穀類生産地域に対して、農業税の減少を補填するために、地方政府に提供。同時に、農業生産に関する一連の農業支援政策を発表、相次いで実施に移されている。なお、農業税の漸次撤廃によって、郷鎮の財政部門の事務はなくなっていることも見られる。

むすびにかえて

中国は、94年の分税制改革で実現できなかった集権化目標に向かって、近年一連の財政制度調整を行ってきてている。本稿を通じて明らかになったのは、およそ以下の通りである。

(1) 中国は、地方団体の最適規模をはかるため、省レベルの地方政府数を50（直轄市のみ増設も含まれる）まで増設する提案があり、現行の省・地区・県・郷鎮の4層制から省・県・郷鎮の3層制へ改革することが検討されている。国庫の單一口座制度の施行によって、郷鎮の財政部門の事務がなくなっている、郷鎮の財政部門の撤廃も可能である。こうしてみれば、中国では省・県・郷鎮という3層制の地方行政のもとで、中央・省・県という3段階財政制度へ改革する可能性を示している。

(2) 財源については、日本と比べると、中国では地方政府はまだ地方債の発行権を持っていないが、自主財源の比率が日本より高い（日本の4割自治に対して中国の方が5割）。しかし、近年は財源における中央の構成比が上がっており、財源の中央集中の傾向が見られる。また、税還付の中央財政負担が軽減されてきているので、中央財政の施策の自由度が高くなっている。つまり、中国では、中央主導の政府間財政関係が形成されている。

(3) 中国の財源の中央への集中は、政策の調整（近年特に所得税の中央と地方との共有化が挙げられる）によるものである。中央政府は自然に伸びる財源を十分に持つとは思えない。また、話題となっている「生産型付加価値税」制度の「消費型付加価値税」制度への改正を全国に普及すれば、最大税源である付加価値税の税収減をもたらすと考えられるため、歳入における中央の構成比が多く低下する可能性が高い。したがって、中国の財政は、現在の政府間財政構造を保つため、付加価値税改革をすれば、財源の再配分を行う必要がある。つまり、政策の改正がなければ、現在の政府間財政構造が続けることができないと考えられる。

(4) 再配分後の中央財政収入構成比は縮小していく傾向が見られる。ところが、腐敗などを克服するための国庫單一口座制度が実施されており、財政調整額には使途が限定された特定補助金の割合も大きく見られる。つまり、中国では、財政統制が強化され、財政権限が上部へ集中していくと思われる。このような財政統制の強化政策は、現在進んでいる市場経済化にふさわしいかどうかという疑問が残っている。

ともあれ、中国のWTO加盟後、財政制度に関する一連の改革が、政府間財政関係に大きな影響を与えている。特に、最大財源である付加価値税について、現行の「生産型付加価値税」制度から「消費型付加価値税」制度へ改革すれば、財源の再配分を行わなければならないため、現在の政府間財政構造を保ちにくいと思われる。また、進んでいる財源の中央集中、経費の統制強化という趨勢が、1992年からの市場経済化の進展状況にふさわしくないといえる。

付記：本稿は平成15年度島根県立大学学術教育特別助成金（学長裁量経費）研究成果報告書「中国 WTO 加盟後の財政システムに関する調査研究」と日本地方財政学会第12回大会報告「中国 WTO 加盟後の財政システムの動向—政府間財政関係の改革を中心に—」（2004年5月22日滋賀大学経済学部にて）に基づき、日本学術振興会科学研究費補助金研究プロジェクト基盤研究（B）（海外学術調査）『中国の政府間財政関係に関する調査研究一分税制以降の省レベル以下の行財政を中心に—』の平成16年度調査研究の成果を加え、加筆、修正を行ったものである。

謝辞：査読者から貴重なコメントをいただいた。ここに厚く感謝申し上げたい。

付表

表3 中国の経済・財政の基本データ（億元）

年度	GDP	実質成長率（%）	中央歳入	地方歳入	中央歳出	地方歳出	地方上納額	財政移転額（税還付・補助額）
1990	18,547.9	3.8%	992.4	1,944.7	1,004.5	2,079.1	482.2	585.3
1991	21,617.8	9.2%	938.3	2,211.2	1,090.8	2,295.8	490.3	554.8
1992	26,638.1	14.2%	979.5	2,503.9	1,170.4	2,571.8	558.6	596.5
1993	34,634.4	13.5%	957.5	3,391.4	1,312.1	3,330.2	600.3	544.6
1994	46,759.4	12.6%	2,906.5	2,311.6	1,754.4	4,038.2	570.1	2,389.1
1995	58,478.1	10.5%	3,256.6	2,985.6	1,995.4	4,828.3	610.0	2,534.1
1996	67,884.6	9.6%	3,649.1	3,717.5	2,146.0	5,768.4	603.2	2,716.3
1997	74,462.6	8.8%	4,216.5	4,425.6	2,525.2	6,671.9	603.2	2,854.5
1998	78,345.2	7.8%	4,711.0	4,972.7	2,752.5	7,391.2	598.0	3,323.0
1999	81,910.9	7.1%	5,798.0	5,580.0	4,111.0	8,201.0	598.0	4,095.0
2000	89,404.0	8.0%	6,986.1	6,394.0	5,514.3	10,365.1	598.2	4,668.2
2001	95,933.0	7.3%	8,582.7	7,803.3	5,768.0	13,134.6	592.9	5,175.8
2002	102,398.0	8.0%	10,390.0	8,523.9	6,755.8	15,255.9	630.0	7,362.0
2003	116,694.0	9.1%	11,850.0	9,842.0	7,423.0	17,185.0	615.0	8,240.0
2004			13,204.0	10,366.0	7,607.0	19,161.0	615.0	9,410.0

注：2004年のデータは一部推定値（特に地方上納額）である。

表4 中国の財政移転額の推移（億元）

	税還付額	補助額	移転額	中央総歳入
1994	1,799.00	590.09	2,389.09	3,476.6
1995	1,867.30	666.76	2,534.06	3,866.6
1996	1,948.60	773.92	2,722.52	4,252.3
1997	2,011.60	845.07	2,856.67	4,819.6
1998	2,064.56	1,256.98	3,321.54	5,309.0
1999	2,120.56	1,926.05	4,046.61	6,396.0
2000	2,267.54	2,397.77	4,665.31	7,584.3
2001	2,335.00	3,666.95	6,001.95	9,175.7
2002	3,011.00	4,340.77	7,351.77	11,020.0
2003	3,751.00	4,489.00	8,240.00	12,465.0
2004	4,277.00	5,133.00	9,410.00	13,819.0

注：1998年のデータには税還付額と補助額は推定値である。

注

- 1) ここで使っているマルコフ分析の方法については、魏国華他 [1987] pp. 315~327参照。
- 2) 付加価値税の課税方式には 3 種類ある。
 - ①生産型付加価値税：固定資産の購入にかかる仕入付加価値税を固定資産の取得価額に入れて減価償却を通してコスト負担させる方法、即ち固定資産の税額控除を認めない方法。
 - ②消費型付加価値税：固定資産購入にかかる仕入付加価値税を売上の付加価値税から控除する方法を認めて生産業者に付加価値税を負担させない方法、すなわち新規投資固定資産に含まれる付加価値税の一括税額控除を認める方法。つまり、生産時に製品に使われる国外仕入の物資の消耗はすべて二重に課税されることはなく、製品の付加価値部分に対してのみ課税されることである。
 - ③収入型付加価値税：固定資産分の一括税額控除ではなく当期償却分相当額等方法で算定された税額控除のみを認める方法である。
- 世界では、現在「生産型付加価値税」を採用する国は、中国とインドネシアしかなく、それ以外の付加価値税実施国は、すべて「消費型付加価値税」を施行している。
- 3) 張 忠任・西田小百合「中国 WTO 加盟の財政へのインパクト」『北東アジア研究』第 4 号(2002年10月) を参照。
- 4) 資源税の税率：原油は 8~30 元／トン、天然ガスは 2~15 元／千 m³、石炭は 0.3~5 元／トン、他の非金属鉱石は 0.5~20 元／トン、鉄化合物鉱石は 2~30 元／トン、非鉄金属鉱石は 0.4~30 元／トン、塩について、固体塩は 10~60 元／トン、液体塩は 2~10 元／トンである。

参考文献

- 財政部・国庫司『地方財政決算公文書資料（2002）』中国財政経済出版社、2003年。
- 全国人民代表大会常務委員会・予算工作委員会調査研究室編『中外専門家の財政移転交付論』、中国財政経済出版社、2003年。
- 張 元紅「農業税を撤廃し都市部と農村部の税制を統一することは農村税制改革の当面の急務である」『中国経貿導刊』2004年第 3 号。
- 張 忠任「地方財源問題に関する中日比較研究—地方税のあり方を中心に—」『総合政策論叢』第 1 号、2001 年 3 月。
- 張 忠任「中国の財政における予算外資金の改革と問題点」『総合政策論叢』第 2 号、2001 年 10 月。
- 張 忠任『現代中国の政府間財政関係』お茶の水書房、2001 年 12 月。
- 張 忠任・西田小百合「中国 WTO 加盟の財政へのインパクト」『北東アジア研究』第 4 号、2002 年 10 月。
- 張 忠任「中国 WTO 加盟後の財政システムに関する調査研究」平成 15 年度島根県立大学学術教育特別助成金（学長裁量経費）研究成果報告書、2004 年 4 月。
- 張 忠任「中国 WTO 加盟後の財政システムの動向—政府間財政関係の改革を中心に—」日本地方財政学会第 12 回大会報告（2004 年 5 月 22 日滋賀大学経済学部にて）。
- 中国国際税収研究会編『中国 WTO 加盟と税収改革』中国税務出版社、2000 年。
- 陳 春潔他『中国 WTO 加盟問題報告』中国社会科学出版社、2002 年。
- 劉 国光他主編『経済青書：2004 年中国経済情勢分析と予測』社会科学文献出版社、2003 年。

キーワード：再集権化 政府間財政関係 財源 税制 マルコフ過程

(ZHANG Zhongren)